

浦添市都市公園の管理運営に関する基本協定書(案)

浦添市長（以下「甲」という）と ○○○○○（以下「乙」という）とは、都市公園の管理及び運営に関する業務（以下「管理運営業務」という）について、次の事項により協定（以下「基本協定」という）を締結する。

（趣旨）

第1条 基本協定は、浦添市都市公園条例（平成17年浦添市条例第31号。以下「公園条例」という）第16条の規定により、指定管理者に指定された乙が行う都市公園の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第2条 市民の休息及び健康の増進を図るために、施設を設置する。

（管理運営業務）

第3条 甲は、公園条例第17条の規定に基づき、次に掲げる管理運営業務を乙に行わせる。

- (1) 年度毎の事業計画書の作成及び提出
- (2) 公園条例第2条第1項に規定する行為の許可に関する業務
- (3) 公園条例第5条第1項及び第2項に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (4) 公園条例第13条第1項及び第2項に規定する許可処分に関する業務
- (5) 公園条例第15条第6号に規定する届けの受理に関する業務
- (6) 公園条例第21条に規定する利用料の收受、減免及び返還に関する業務
- (7) 施設の管理に関する業務
管理に関する業務の詳細は、別記「管理業務仕様書」に定めるとおりとする。
- (8) 公園愛護会等の地域住民ボランティアの普及及び育成に関する業務
- (9) 自動販売機設置等の企画事業に関する業務
- (10) 公園条例第23条に規定する事業報告書の作成及び提出
- (11) 後任指定管理者への引き継ぎ
- (12) その他、施設の管理運営上必要な業務

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法、労働安全衛生法その他の関係法令及び公園条例その他の関係規定等並びにこの基本協定、年度協定、業務仕様書、事業計画書等に定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、都市公園が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

2 乙は、事故等による施設等の損傷及び被災者に対する責任を有し、施設又は施設利用

者の災害があった場合は、被災が最小限となるよう迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 3 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 2 管理業務にかかる事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 管理業務にかかる会計は、事業年度毎に独立した区分経理を行うものとする。

(指定管理料)

第6条 甲は、公園施設の管理運営に係る経費として、乙に対して指定管理料を支払う。

- 2 甲が乙に支払う指定管理料及び指定管理料の精算の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(開園日)

第7条 公園施設の開園日は、土日、祝日含め、原則全日開園とする。但し、事故、災害、工事等のために閉園できるものとする。

(利用許可)

第8条 乙は、公園条例第2条の規定に基づく利用をしようとするものに対し、利用を許可するものとする。但し、公園条例第5条の各項の規定に該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

(利用許可の基準)

第9条 乙は、公園条例第13条の規定に基づく公園条例第2条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備、器具等を汚染し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公園の利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 公園の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認められるとき。

(利用料金)

第10条 利用料金は、公園条例第21条第1項の規定に基づくものとし、その収入は公園条例第21条第5項の規定に基づき、乙のものとする。

(利用料金の減免)

第11条 利用料金の減免は、公園条例第21条3項の規定のとおりとする。

(その他の収入)

第12条 第10条の規定に定める収入以外の指定管理料、企画事業、自主事業による収入などは乙の収入とする。但し、法令・条例により甲の収入としなければならないとされているものを除くものとする。

(リスク分担)

第13条 管理業務に関するリスク分担については、別表のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上リスク分担を決定する。

(事業計画等の提出)

第14条 乙は、各年度の2月末日までに、翌年度に係る次の内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。但し、初年度にあつては指定管理者の指定申請書に添付した事業計画等とすることができる。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額と内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の事業計画等が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第15条 乙は、次に掲げる事項を各月の業務報告として、翌月の15日までに甲に報告するものとする。

- (1) 事業実績及び利用状況
- (2) 収支(損益)計算書(利用料金及び企画事業を含む)
- (3) 浦添市都市公園条例第2条の許可一覧等
- (4) 苦情の件数、内容及びその解決策
- (5) その他甲が必要と認める資料

(事業報告)

第16条 乙は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実績状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料収入の実績
- (4) 管理経費の収支決算
- (5) 企画事業の収支決算
- (6) その他甲が必要と認める資料

3 乙は、収支に関する帳票とその他事業に係る記録を整理し、常に経理状況を明らかにしておくとともに甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。また、甲は、乙に対して「指定管理者制度運用の指針-平成26年8月浦添市」に基づき（維持管理に係る確認や委託費などの経営等事務処理に係る確認）モニタリングを適宜実施し、必要な指導・助言を行う。

（指定の取り消し等）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれに生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本基本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号の他乙が都市公園の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 乙が、この基本協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。

3 甲は、第1項に定める場合の他、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、甲は廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

4 前2項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については甲乙協議して定める。

（行政財産の目的外使用に関する事項）

第18条 乙が行政財産の目的外使用を行うときは、浦添市公有財産規則第19条の規定に基づき、行政財産（土地建物）使用許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（原状回復義務）

第19条 乙は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定

めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理していた施設又は設備の原状回復について、甲に命じられた場合には、速やかに行わなければならない。

(損害の賠償)

第20条 乙は、管理物件の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第21条 指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者に委託した方が合理的と認められる場合はこの限りでない。

(個人情報の保護)

第22条 乙は、管理業務の実施における個人情報の取扱いについては、公園条例第22条を遵守し、また、浦添市個人情報保護条例第41条の受託者と同等とみなし、同条の規定を遵守するものとします。

(情報公開)

第23条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した乙の保有する文書の公開に努めなければならない。

2 乙は、甲を通じて、指定管理業務を行うに当たって保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに、これに応じなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第24条 乙は基本協定を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(暴力団等関係者の排除)

第25条 乙は、本業務の実施にあたり次の各号の定める事項を守らなければならない。

- (1) 暴力団等による不当介入に応じない体制を確立すること
- (2) 暴力団等の関係者との委託契約又は物品等の購入契約など、いかなる取引も行わないこと。
- (3) 暴力団等からの迷惑料、用心棒料、賛助金等の不当な要求には絶対に応じないこと。

(重要事項の変更の届出)

第26条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に

届けなければならない。

(書類の提出)

第27条 乙は都市公園の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制等を整備し、これを甲に提出しなければならない。

(基本協定の改定)

第28条 都市公園の管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この基本協定を改定することができる。

(協議)

第29条 この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 浦添市長 松本 哲治

所在地
乙 名称
代表者

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		浦添市	指定管理者
物価変動	人件費、物品等物価変動に伴う経費の増		○
周辺地域・周辺住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望の対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	施設管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運用業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、濁水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他浦添市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
支払い遅延	指定管理者の責に帰すことのできない事由により市からの経費支払いの遅延によって生じた場合	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの(小規模なもの)		○
	経年劣化によるもの(上記以外のもの)	○	
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外のなもの)	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
公園利用者や第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害(犯罪や事故等の発生)を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了後の費用	指定管理者業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務停止した場合における事業者の撤収費用、引き継ぎに要する費用		○